



地域農業経営基盤強化促進計画を定めた旨の公告縦覧

地域農業経営基盤強化促進計画を定めたので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第8項の規定により公告する。

なお、当該地域農業経営基盤強化促進計画は、下記縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年3月25日

鰯ヶ沢町長 平田 衛



1 地域農業経営基盤強化促進計画を定めた地域

- (1) 赤石地区
- (2) 中村地区
- (3) 鳴沢・鰯舞地区

2 地域農業経営基盤強化促進計画の縦覧場所

鰯ヶ沢町役場 農林水産課
鰯ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸 321 番地